

## 平成26年川俣町議会第9回定例会会議録

平成26年川俣町議会第9回定例会は、12月11日川俣町役場議場に招集された。

### 1. 出席議員は、次のとおりである。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 村上源吉君   | 2 番 高橋道弘君   | 3 番 高橋真一郎君  |
| 4 番 嶋原利光君   | 5 番 高橋道也君   | 7 番 斎藤博美君   |
| 8 番 菅野意美子君  | 9 番 新関善三君   | 10 番 菅野正彦君  |
| 11 番 佐藤喜三郎君 | 12 番 五十嵐謙吉君 | 13 番 高野善兵衛君 |
| 14 番 石河清君   | 15 番 遠藤宗弘君  | 16 番 黒沢敏雄君  |

### 2. 欠席議員は、次のとおりである。

6 番 菅野清一君

### 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|           |        |        |        |
|-----------|--------|--------|--------|
| 町長        | 古川道郎君  | 副町長    | 伊藤智樹君  |
| 総務課長      | 佐藤光正君  | 企画財政課長 | 佐藤真寿夫君 |
| 町民税務課長    | 寺島喜美夫君 | 会計管理者  | 羽賀洋一君  |
| 保健福祉課長    | 丹野雅直君  | 建設水道課長 | 斎藤和弘君  |
| 原子力災害対策課長 | 佐藤広一君  | 産業課長   | 沢井一雄君  |
| 教育委員長     | 佐藤捷善君  | 教育長    | 神田紀君   |
| 教育次長      | 佐藤修一君  | 生涯学習課長 | 増賀喜芳君  |
| 総務課長補佐    | 大内彰君   | 監査委員   | 斎藤庸夫君  |

### 4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

### 5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

議案第106号 川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例（質疑・討論・採決）

議案第107号 川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）

議案第108号 川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）

議案第109号 川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（質疑・討論・採決）

議案第110号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

- 議案第 1 1 1 号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算（第 7 号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 6 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 1 1 6 号 福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

（追加日程）

- 発議第 1 2 号 「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書
- 議報告第 1 2 号 議員定数等調査特別委員会報告について
- 議報告第 1 3 号 教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について
- 議報告第 1 4 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 1 5 号 議員研修会の報告について

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は、15人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 6番議員 菅野清一君から会議規則第2条の規定により欠席届が提出され、本日の会議を欠席となりますので、ご報告いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、1番議員 村上源吉君、2番議員 高橋道弘君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2，請願・陳情の審査結果について報告を行います。

初めに、総務文教常任委員長、報告願います。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。陳情の審査結果を朗読をもって説明いたします。

報告いたします。

平成26年12月11日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、12月10日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第94条第1項の規定により報告する。

記

| 番号 | 件 名                                                                            | 審査結果 | 意 見   |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 12 | 国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情 | 採択   | 意見書提出 |
| 14 | 浄水場上流の放射性物質の搬出について                                                             | 採択   |       |

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第12号「国に対し「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書の提出を求める陳情」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第１２号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第１４号「浄水場上流の放射性物質の搬出について」を採決いたします。

この陳情に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第１４号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長、報告願います。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 産業建設常任委員長の石河でございます。

平成２６年１２月１１日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

産業建設常任委員会委員長 石河 清

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、１２月９日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

| 番号 | 件 名                  | 審査結果 | 意 見 |
|----|----------------------|------|-----|
| １１ | 生活道路の町道認定及び整備に関する請願書 | 採択   |     |

続いて、陳情の審査結果について申し上げます。

平成２６年１２月１１日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

産業建設常任委員会委員長 石河 清

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、１２月９日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

| 番号 | 件 名                               | 審査結果 | 意 見 |
|----|-----------------------------------|------|-----|
| １３ | 川俣町山木屋字家野地内法定外道路の町道認定及び道路改良に係る陳情書 | 採択   |     |

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 請願第１１号「生活道路の町道認定及び整備に関する請願書」を

採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第11号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第13号「川俣町山木屋宇家野地内法定外道路の町道認定及び道路改良に係る陳情書」を採決いたします。

この陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，議案第106号「川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第106号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4，議案第107号「川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第5, 議案第108号「川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第6, 議案第109号「川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番。

○2番(高橋道弘君) 1点だけお伺いしておきたいんですが、放課後児童保育はわいわいクラブで川俣町、本町はやっているわけですが、この基準を定めることによって、わいわいクラブの今の設備内容といいますか、あるいは保育士等の配置の問題等あるわけですが、これらは全てクリアされているというふうな考え方でよろしいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長(黒沢敏雄君) 教育次長。

○教育次長(佐藤修一君) ご質問に答弁いたします。

今の現状で満たされております。

以上でございます。

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議案第110号「川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第110号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，議案第111号「川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第111号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，議案第113号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 1点ほどお伺いしたいと思います。

13ページの一般管理費の中の特別職の給与費ですが、私、これ、給料上がること

はいいことなのですが、今回の補正で何でこれ上がったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

補正予算書13ページの説明欄の一番上の給与費の増額の件でございますけども、これまで特別職の給与につきまして、町長は3割、副町長は1割の給与削減に關します減額条例がございました。この減額条例の適用期間が11月で満了となるために、現計予算額ではこの減額が継続することで年間予算を当初計上していたものですから、この減額適用がなくなるということで、減額分が復活するために、予算不足ということで、今回、補正増額をお願いしたものでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） 今回はこれ、11月28日、給与条例から言いますとですね、平成20年11月29日から平成26年11月28日までに仮に減額するということなのですが、過去には町長も3期、今度4期目ですが、3期目の任期も切れたときに、補正予算で増額のあれは1回もなかったんですが、今回は特別だということで解釈してよろしいのですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

これまでの3期の間におきましては、この給与減額が継続しておったために、増額する必要がなかったということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） すると、単純に言えば、今回は継続しないということで解釈してよろしいんですか。

はっきり言いますと、私はこれ、給料上がることには何も異議はないんですが、町長は、ほら、1期目に、やっぱり公約のときに、30%減額するんだという公約で恐らく出たと思うんですよ。それ、1期、2期、3期、4期になったから、今度4期目はもう減額しないんだということで解釈してよろしいのかどうか、お伺いします。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

私の選挙公約の中で、今まで30%のカットを厳格にやってきたわけでありましてけども、財政再建もおかげさまで立ち直ってきました。そしてまた、今、安定的な時期に入っているわけではありますが、しかし、まだまだ地方財政が厳しい状況は変わりないわけでありましてから、今後とも行財政改革などにしっかり取り組みながら、町の円滑な事業に取り組んでいきたいと、そんな思いで今後4年間取り組んでまいる考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 15番。

○15番（遠藤宗弘君） この除染問題というか、原子力対策課の取り組みの問題についてちょっとお聞きしたいんですが、補正はどんどん上げるんですね。ところが、執行はなかなかできない。で、前に上げたものは、もう、削られてしかるべきものは全然減額はしないんですね。予算というのは、この、わかったものについてはちゃんと予算化する。でないとね、議会が何かばかにされたような気がしてしょうがないんですよ。

例えば、山木屋のいぐね問題なんかは、1億9,200万円もこれ予算をとっているわけですね。実際には、この前、当局の話を聞けば、1,600万円ということで、10分の1に減ってるんですね。けども、今度の予算に、じゃあ減額の措置をするのかと思えば、全然減額は出てきてないんですね。

あとは、ため池の除染なんかについても、6,000万円かかるんだというものが、半額の3,000万円。結局6,600万円かかるんだということで予算措置しているわけですね。議会にはこれだけかかるんですという説明をしてきたわけでしょ。実際にやるとなれば、3,000万円で上がるんだと。議会のほうでは、そんなにあんなため池かかるわけねえだろうということで、いろいろ委員会や何かでもやったんですが、結果的には半額ですね。半額になったんなら半額になったということで、ちゃんと減額措置をするのが当然なんじゃないですかと思うんですよ。

何か、議会にはただ、まあ満額で出しとけと、どうせ議会のやつらはわからねえんだからという形でやられているような気がしてしょうがないんですよ。だから、正直な、やっぱり議会と当局、信頼関係を得るためには、予算が10分の1になったんなら10分の1になったなりに、ちゃんと説明をして、これで間に合うようになりましただという減額措置まで含めた補正が、補正というのは、何も減らして悪いということではないわけですから。ちゃんと正しい情報を議会としてお互いに認識するようにすべきだと思うんですが、その辺についての当局の考えを質しておきたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（佐藤広一君） ご質問にお答え申し上げます。

今、ご指摘のとおり、いぐねの事業なり、ため池の除染事業については、議員ご指摘のとおり、予算的には、実施が減額になっておるわけでございますので、工期が3月末になっておりますので、その間に変更等生じる可能性もありますので、3月議会までには整理をしていきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 確かに会計年度は3月ですから、3月で減額しますと言えばそれまでですよ。しかし、これは補正の2号で、わざわざ補正を出してるんですね。で、事業が3月に終わりますからっていったってね、10倍もの予算をとってるものをそのまま黙って年度末まで持ち越すというのは、これは議会に対しての背任行為だと思うんですよ。

こんな会計処理、財政当局は全部やってくってことですか。ちゃんと、財政のほうでちゃんとした指導して、おろすべきものはおろすということにやらなければ、これ

はおかしな話でしょう。とるだけはどんどんとるんだと。あとは年度末に全部落とせばいいんだではね、これは正しい会計の処理の仕方だとは思えないんですが。もう、わかってるわけですから。何ぼ、事業はまだ続いてるっていったって、10倍も予算とってるものを、10分の1で済んで、入札終わって10分の1でしょう。それを年度末にならなかつたら精算できないなんかいう、そんな会計処理ないと思うんですよ。

今後もそういうことでやっていくということになれば、議会の側としては、ああこれはまたべらぼうな予算だなど、結果的にはまあ1割ぐらい使うのかということの判断で審議しなくちゃなりませんよ。これはどうなんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま原子力災害対策課長から話がありました、例としていぐねとため池の相当額の不用額ということでご指摘をいただいているわけでございますけども、今回、工期が3月までで、今後変更も想定できるということも原因にあるので、今回は補正減しなかったという話でございましたが、今後、予算の補正につきましては、こういった相当額の乖離が生じた場合については、適期において補正の予算に反映させて対応していくというふうな考えに改めてまいりますので、十分ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） あのね、改めてそういうふうにしますってことは、今までは10倍ぐらいの予算をとってでも、減額補正は何かやらなかったということですか。私の記憶ではこんなものはないですよ、今までの会計処理の中で。10倍もの予算をとってね、1億9,000万円もの予算をとってですよ、結局は1,600万円だという予算のとり方なんていうのは考えられないから言ってるんですよ。

それを是正するのにね、まあ、減額措置をするのが漏れたとでも言うんならわかりますよ。これから、今後改めてそういう措置の仕方は考えますと言われれば、議会の側では本当に一つ一つ、どういうふうに当局の提案を信じていいかわからなくなりますよ。10倍ですよ。これはやっぱりね、きちんと正しておいてもらわなくちゃならない問題だと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

発注額と実際の請負額との差額がかなり、相当額ということでご指摘をいただいているわけでございますけども、今後、補正予算に早期に反映していくということで対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 予算書の25ページの南小学校の委託料なんですけど、全員協議会の資料で説明受けたやつでは、やるんだかやんねえんだかちょっとわかんないスケジュールになってるんですね。一つは、実施設計やって、適宜各建物の事業に対象になるか、ここで改築、これが対象にならなかつたら、今度は改善事業とか、そういつ

た２段階構えで計画していて、実際に体育館に着手する時期が私らに実際見えてこないんですよ。まず１点は、最終的に補助がなければ、町単独でやるというふうに読み取れるんですが、これ間違いなく町単独でもやる考えなんですか。

それともう一点、この工程表でいきますと、ずっと平成２９年９月というふうな長い工程なんですが、そのころになった場合の児童数の想定は何名ぐらいを想定しているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） ご質問に答弁いたします。

南小学校の地質調査、また体育館の建設に係る実施時期ということでございますが、地質調査につきましては、今般の議会におきまして議決いただければ、すぐに入りたいというふうなことで考えております。

その後で、今、県、国のほうと補助金について、今の村上議員お質しの件でございますが、補助金の件につきまして、補助を得るには耐震度調査が必要だというふうなことで、補助申請書類として求められております。それにつきまして、２７年度当初予算で計上した上で耐震度調査を実施して、補助申請するというふうなことで、当初２８年度中の完成というふうなことを目指しておりましたが、その補助に１年延びる可能性が出てまいりましたので、それにつきまして、耐震度調査、また補助事業申請にかかる時期というふうなことで１年間を見まして、２７年度中にその打ち合わせをしながら進めていくというふうなことで、その関係で１年延びるというふうなことで、２９年度の竣工というふうなことで考えております。

その間の児童数の変遷につきましては、今、資料を持ち合わせてございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

あともう一つ、町単独でやるのかというふうなことでございましたが、町単独予算というふうなことでは、今のところは考えておりません。補助事業で実施するというふうなことで考えております。

以上でございます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） では暫時休議いたします。

（午後１時５９分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後２時０４分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） ご質問にお答えいたします。

現状をもとに推計いたしますと、２７年度１２５名、２８年度８５名、２９年度１０４名の南小学校の児童生徒数と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） １番 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 今現在、統廃合も騒がれるような時期なんで、慎重にやらなきゃならないと思うんですが。

まず一つは、危険建物だということの考えから町当局は提案されていると思うんですが、そういった意味からすると、やはり庁舎建設のほうで一般質問させてもらったときには、町民の人らも来ているから危ねえからと、そういった命の大切さをすごくうたってるんですが、こういった危険建物の中で子どもたちが運動だのをしていた場合、そういったものの保障はどうなんですか、これ。庁舎については、皆さんは命が大切だということで大分強調してるんですが、ただ、やはりこれ一番弱者ですからね、子どもたちは。そういったことを考えれば、やはりこれ、町単独でやるような考えも持ってないといけないと思うんですよ。

それでこれ、皆さん当局で示したやつなんですけど、ここで、パターンが二つあるのかね。調査結果が補助要件に満たない場合は町単独事業でやると書かれているのね。そういう意味でしょう、これ。補助申請断念と、そういった場合は町単独でやるっていうふうにこう、方向づけてるんじゃないですか。その辺ははっきり答弁してください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

その表はご案内のように全て案ということになっておりまして、最悪の場合まで想定した提示でございまして、私どもは、先ほど次長が答弁申し上げましたように、公立学校でありますから、当然、いろんな問題をクリアしながら国の補助事業を活用して建築したいと、このように考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 1 番 村上源吉君。

○1 番（村上源吉君） 補助金をね、活用するのが、私は悪いとは言っていないですよ。

ただ、子どもたちの命の保障を、万が一ですよ、この前、庁舎建設のときにも一般質問させてもらいましたが、町民の命が大切だから、そういった話を出して、じゃあ子どもたちの命の心配は一つもしないということですか。結局余りにもこの計画が長過ぎるんですよ。その辺、当局は、子どもたちの命とかそういったものはどのように考えているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ご心配のように、教育委員会といたしましては、最も大事なものは子どもの命でございまして。この命を守らなくして地域の学校は存在しない、このように私は常々考えております。

これまでの経緯を申し上げますと、実は平成19年7月に、体育館、今、実際一番私ども注意しておりますところが体育館南側出入り口の床でございまして。これは三度抜けてございまして。その都度バリケードを張って利用して、修理をしながら、土台をかえるなどして補修してまいりました。現在のところ、学校は必ず巡視の中でその部分をチェックをし、日誌等に記録をし、今日に至っております。

その後、平成20年5月、同体育館の天井の照明が切れまして、修理をいたしてお

ります。配線がどうも老朽化しているということで、お金のかからない方法で処置をいたしたところであります。

また、その後、平成22年11月には、また同じく南側の体育館の出入り口の床が落ちたという事故がありまして、これは幸いにも子どもたちが運動している中で、大きなずれがなく済んだものですから、これは大変な事態であるということで、早急に補修をし、現在は何とか持ちこたえているということでありまして、議員お質しのように、私どもは地域の大切な子どもたち一人一人の命を守るために、校長以下教職員と連携を図りながら体育館での事故防止に努めておるところでありますので、今後新たな体育館の設置につきましても、どうぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点か町長にお尋ねしたいんですが、まず、予算の考え方ですよ。先ほどの同僚議員の関連質問では、私は全然ないですよ。予算つくるときには、当初であれ補正であれ、あらゆる資料を精査して、きちんと即してやりなさいと、これ、法律に書かれているわけだ。その観点から言うと、ずっと私も議会のたびに再三この問題言ってきたわけですよ。ちゃんとなんで精査しないんですかということ。

その中で、今般、特別職の給料を263万3,000円かな、増額するんだとね。教育長は別に科目に載っているからあれですけど。すると、私はことしの3月議会で当初予算、賛成して、議決したんです。そのときは、少なくとも平成26年度中はこの特別職の報酬で間に合うんだと議決させたわけだ、町長。ねえ。だって、町長の特別職の報酬は時限立法で、ことしの11月28日に切れるというのは、誰だって知ってる話ですよ。そして、町長選挙があるというのも誰でも知っている話。

にもかかわらず、町長は1年間これで間に合うんだって出したことは、4選に向けての決意なのかなと私は一つ受け取ったし、もう一つは、4選しても私は今までのように3割カットしていくんだという前提で予算をつくって、議決を賜ったんだというふうに私は思ってるんですけど。そうしたら、選挙が終わったら、突然今度は上げるんだという話でしょ。

そうしたら、当初予算に出したときと、今回、今度増額するということはですよ、どこに整合性があるんですか。当初予算出したとき、1年間やるって決意だから、出したんでしょう。4選されてもおれはカットするということだから、予算議決させたんじゃないんですか。だから、当初予算を出したときの考え方が何で踏襲されないんですか、今回は。

だとすれば、予算というのは、いいですか、町長選挙やれば、誰が町長になるかわかんないんだよ。だから、新しい町長になったから、おれはやんねえと、だから増額するんだと、これはわかりますよ。今、予算つくった古川町長が、自分が予算つくったにもかかわらず、今度増額するんだという話は、私は納得できないんですよ。その理由を明確に、町民にわかるようにね、私らも含めて町民、もうみんな見ているわけですから、インターネットを見て。わかるように説明していただきたいと。

それと、これによって町長の年収は何ぼから何ぼになるんだい。退職金は何ぼから

何ぼにふえるんですか、4年間やったらば。それも教えていただきたいと。

それから、町長の報酬の増額に伴って、15ページかな、これ、ふれあい福祉基金の積立金が101万5,000円減額するんだって載ってるわけですよ。ね。例えば、町長がカットしたからふれあい福祉金ふやしていくんだって、それは勝手な話だから構わないですよ。だけど、今度カットなくなったからふれあい福祉基金の積立額下げるといったらば、町長の報酬で、ほんじゃ今まで特定寄附してたんですか、川俣町に。政治家の寄附行為は禁止されてるじゃないですか。

例えば、議員が、ねえ、報酬カットしたから、これ何に使えなんていうふうにやったらば、これ寄附行為と同じじゃないですか。これは寄附行為に当たらないんですか、これ、選挙管理委員会にお聞ききするけども。町長の給料を増額して、減額分なくなったから、基金に積む金も下げるんだといったら、これは、じゃあ今までは、ね、報酬に見合う分を寄附してたということをみずから明らかにしていることですよ、これ。これ寄附行為に当たらないんですか、選挙管理委員会。明確にしてくださいよ、何で寄附行為に当たらねえんだか。

町長の報酬をもとに戻したからって、やめたからっていつて、ふれあい福祉基金のほうはそのままだっていうんなら、私は理解するんだよ、それは。それは政策論だから。けども、こっちカットするのをやめたから、原資なくなったから基金積むの下げるんだといったら、これは、目的寄附、特定目的のものの寄附になるじゃないですか。これ問題ないんですか、公職選挙法上は。そこを明確にお答え願いたい。

あと、同じ15ページに今度、自立支援の給付費ってあるんだけど、消費税の交付税の増額分2,000万円は、重度心身障害、ここにあるね、障害者福祉費、これに充てるんだというふうに言っているわけですね。でも、前年度予算から見て2,000万円はふえてないのね、私から言わせると。今回この449万3,000円自立支援給付費がふえるんだけど、440万円かな、これ。440万円。ねえ。地方消費税交付金は一般財源分と、17%は社会保障費に使いなさいと、これ明確に言ってるわけでしょう。これに相当する分なんですか、これは。どこで2,090万円が川俣町は、消費税交付金がふえた分が予算措置されてるんだか、このこともその一環なのか、ぜひお示しをいただきたい。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。2番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

特別職の私の報酬のカットでございませうけれども、これは今までも公約の中で明確に30%カットするということであつてきましたが、今回はそういうことはやらないで、選挙については臨んできました。これは先ほど4番議員に答弁したとおりであります。そのようなことで選挙をやつてきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町長。

○町長（古川道郎君） 申し上げます。

選挙は、やることについては当然でございませうから、これはもう、あることになつ

ていましたから。ですから、そのことについての結果はこのような結果でございますけれども、それは選挙になれば改めてまた4年の中でやっていくということでありますから、今までのことは今までのこと、新たなことは新たな中でやっていくというのが、私はそれで問題ないものと考えております。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） ここで暫時休議いたします。再開は2時35分といたします。  
(午後2時19分)

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。  
(午後2時34分)

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 2番 高橋道弘議員のご質問に答弁を申し上げます。

まず初めに、町長の年収は幾らから幾らになったのかというご質問でございますが、30%減額しておりました際の年収は908万1,387円、今度減額を復元いたしますと、年収が1,297万3,410円となるものでございます。

また、退職金でございますが、町長の給与を復元することにおきまして、退職金の支給増額は584万7,000円、町長の退職金につきましては、本来の給与額で計算いたしますと1,949万1,840円となりまして、30%減額したときよりも584万7,552円の増額となるものでございます。ちなみに、3割減額した際の退職金の支給額は1,364万4,288円でございます。

それから、減額したことによりふれあい福祉基金の積立金の減額をした件に関しまして、寄附行為に当たらないかというご質問でございますが、選挙管理委員会といたしましては、給与を減額する条例を制定したものにつきましては、特定の指定がなく、町の政策の判断として使うもので、予算を編成するものであれば、特に寄附行為に当たるとは考えられないというふうな判断でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

消費税増税後の社会保障財源分の約17%相当額で、2,000万円ほどになるんですけども、この充て先についての質問でございますが、一般質問でもございましたとおり、障害者福祉費に充当するというお話をさせていただいておりました。今年度のこの障害者福祉費におけます一般財源の所要額が当初ベースで1億1,800万円となっておりまして、この一般財源として充当するものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） あのね、町長。だから、私が言いたいのは、町長は11月28日に任期切れるというのは最初からわかっている話なんだよと。だから、本当にちゃんと予算組むんであればですよ、12月からは減額しない予算措置を3月議会に出して

んなら、私は何にも言わない。一つはね。そうでしょう。11月28日以降、誰が町長になるかなんてわからないじゃないですか。3割カットするかしらないかなんか、わかんないわけじゃないですか。だったら、今年度の予算出したのは古川町長なんだよ。ね。今まで3期12年間にわたって、町民に対して、私は3割削減しますと、ずっと言ってきたわけじゃないですか。その町長が予算出して、年度中は全部削減するんだという予算出したということは、当然町長が継続したらば、削減するものと、町民の方々も我々も思ってたから、そう言ってるだけよ、私は。

私はもともと削減するべきだなんて一言も思ってません。本来の報酬審議会で認められれば、報酬をもらって、立派な町長としての実績を上げればいいと思ってるだけです。だけど、町長自身がカットした予算を提案をして、議会で議決させといて、ね、4期目当選したら今度はふやすんだという話は、これは政治家としていかなものかということをお前は問うているんですよ、一つは。そのことに答えてないでしょう、答弁で。ぜひ、明確に答えてくださいよ。

だって、誰になるかわからねえんだから、当然そうつくるべきでしょう、予算というのは。いやおれは絶対やるんだという前提に立って予算つくったから、そうつくったんだろうなと。だって、町長かわって、おれはもともと、本来の報酬もらうぞって町長になったら、こういう予算出さなくちゃいけないんだよ。増額の補正予算出さなかったら、もらえないじゃないですか。そうでしょう。足りなくなるんだから、財源が。そのことの責任を言ってるんだよ。政治家としてどうなんですかと私は聞いている。ぜひ明確に、町民にわかるようにお答えください。

それからね、いいかい、ふれあい福祉基金の話。町の政策判断でやるのは、それはそのとおりだって私も最初から言ってるわけ。だけど、町長自身が、今まで議会の答弁でもだよ、何て言ってきたんですかと。私のカット分はふれあい福祉基金に積むんだと、明確に言ってますよ。そのカット分を積むんだということを言ってきたことは、政策判断で積むんだから私は構わないと思う。けども、今度はだよ、カットしなかったから積まないんだといったらば、寄附に当たるんじゃないですかと私は言ってるんだよ。わかりますか。

誰が考えたって、素人考えだって明らかなことじゃないですか。町長がカットしようがしまいが、政策判断でふれあい福祉基金は積んでいくんだと、増額していくんだというのであれば、何にも私、問題視しませんよ。今回落とさなければ、私は問題視してないのよ。落とすから、じゃあ誰が見たってこっちでカットした分を財源にしたから、こっちの分を落とすんだといったらば、じゃあ町長は報酬カットを名目に寄附行為をして、ね、有権者に受けのいいことをやってるのかと、こういうことにしかならんから言ってるんですよ。そういう政治はだめだということを言ってるわけでしょう。

だから、公職選挙法では寄附行為を、ねえ、お祭りの寄附まで禁止しているわけじゃないですか。入学祝いだって禁止しているわけじゃないですか。お葬式だって、自分行かない限り持ってっちゃいけないって、ちゃんとかかっているんですよ。そこまで

厳しく政治家は寄附行為を禁止されてるわけだから。ね。公の会計使ってこういうことをやるのはいかなものかと、誰が見たって寄附行為に当たるんじゃないですかということを私は言ってるんですよ。減らさないなら、私は何にも問題視しませんよ。これも明確に、政治家として答えてください。

次に、今、2,090万円の話は1億1,000万円の中に入ってるんだというんだけど、じゃあね、一般財源という名前でしか出てこないでしょう、地方消費税交付金は。だけど、ふえた分は今までの財源充当をただすりかえるだけだとすれば、地方消費税、消費税が5%から8%に上がって、社会保障が充実するんであろうということでもみんな税金を納めているわけで、消費税払ってるわけじゃないですか。そうすると、今まで通常の一般財源だったのが、地方消費税交付金というものも一般財源というような形で充当できるからね、財源振替していっただけだったらば、どこで障害者福祉の充実があるんですかと。

だから、何か新しいことがあるんですかと。今回のこの400万円もそういうものに充当していくというのであれば、新しい施策なり、何かいいものが出てきてしかるべきでしょう。だから、みんな8%認めたわけでしょう、国会でだって何だって。

だから、何か新しいことをやってるんですか。財源充当でも構わないんですか、この1.7%ふえた分というのは。17%分充当しなさいと、こう言ってることは、単に財源充当が変わるだけでも構わないという解釈で、今後とも消費税の増額分というのは使っていくんですか、当町は。そのことをお聞きしているんですよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員に答弁申し上げます。

基本的には、先ほど答弁したとおりであります。3月の時点では、私も選挙に出るかどうかも、それは全然考えておりません。また再選されることについても、そのことも考えておりませんでしたので、今回の減額のことも、これについても、継続についても考えていなかったということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

今回の消費税増税に係ります社会保障財源分の充当につきましては、一般財源ということで財源充当の考えを先ほど申し上げましたが、今後、そういった新しい施策のための財源、社会保障の財源という明確な位置づけも大事でありますので、そういったわかりやすい形で、あくまで一般財源の形ではございますけども、そういった社会保障分だということが明示できるような形の一般財源で財源のほうの充当については考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁いたします。

ふれあい福祉基金の減額のお話でございますが、こちらにつきましては、町長がご辞退されている、条例に基づいて減額をしております金額相当のものをふれあい福祉基金に積み立てておったところでございます。それは町の政策の判断としてやってい

たところでありますが、今回、条例に基づきまして、11月でもってその減額措置が解除されるということでございます。あわせて、町の判断といたしまして、その減額の相当見合い分を町として積み立てておったものですから、今回それを減額をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 基金を今回減額をしたわけでございますが、これらにつきましても、町の規則、制定等がなく、町の政策の一環として減額するという判断であれば、寄附行為には当たらないというふうに先ほど申し上げたとおりでございます、その減額した額に見合う額の増減という形が行われたわけでございますが、政治家の寄附としては該当しないものというふうに判断しているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） そうするとね、町長に確認するけどね、いいかい。3月議会の当初予算出したときには、ほんじゃ何で増額しとかなかったのよ。11月以降増額しとくのが正しいべした、町長の判断から言ったら。やる気もなかったし、判断もしてなかったというんなら、誰になるかわからねえんだ。そうしたら、12月分から来年の3月までは、もとの本来の報酬に基づいた予算措置をしとくのが当然の措置じゃないですか。ね。それをやってなかったということは、まさに予算編成の考え方からいうとおかしいじゃないですか。おれやるか、誰やるかわからないんだから、本来の給料でちゃんと見とくというのは当たり前ですよ、それは。それが正しい話でしょう。それをしなかったということは、ほんじゃ予算出したときにそこまできちっと精査しなかったということなのかいというのが一つ。

あともう一つ、副町長出てきてね、いいかい。減額相当分見合いのやってたというのは、政策判断もへったくれもねえべした、そんなの。ね。いいかい、財源がなくなったから積み立てしないっていうんならわかるんだよ、私。財源あっぺした。町長が減額しようがしまいが、財源はあるじゃないですか。それが、財源がねえから減額しないんだといったらば、まさにその原資は何なんですかといったら、町長のカット分しかねえんだといったらば、寄附になっちゃうでしょと言ってるんですよ。

だから、全議員みんなして、来年選挙だから、ほんじゃ1割カットでは足りねえから2割カットにして、その分、ねえ、ふれあい福祉基金に積むべとか、いや幼稚園の遊具が、さっき全協で報告受けたけど、各幼稚園とも環境が整ってねえというBランクの判断をしているようだから、各園長さん。そういうものに充当するように使ってくなんしょって決めましたなんていったら、これ16人みんなして寄附してるのと同じことなんだぞい。そういうことを平気で言うからおかしいんだっていうの。減額しなければいいだけの話じゃないですか、これは。本当に寄附してねえんならば。ねえ。そういう先例、総務課長は何か、自治体の政策判断だ云々かんぬんって、こう言ってるけど、じゃあ先例的にこういうことはあるんですか、全国的に。調べてお答えしているんですか。そこも確認しておくから。

あとね、財政課長ね、ほれ、消費税交付金の話だけど、今度はそうすると、来年は9,000万円ぐらいふえるんだから、消費税交付金の増額分は。ね。そうすると、今までの、合わせて2億円じゃないですか。2億円の10何%というのは5,000万円相当に近くなってくるんだよ、だんだんだんだん。だったら、新しい施策の展開できるわけでしょう。ね。

そして、きのうの、何度、やったら怒られるのか何だか知らねえけど、町長ね、当然ことしから入学祝い金5万円って、つくったじゃないですか。ねえ。何であのことが、この消費税交付金と絡めて、おれ、答弁しないんだか、全然わからないのね。子育て支援に使いなさいって明確に言ってるんだよ。入学祝い金だって、全国津々浦々いろんなところでやってるじゃないですか。そしたら、子育て支援の一環として、消費税がふえたから、この分1,000万円充当したんですと言えば、それはそれで私は拍手しますよ。だけど、あくまでもそれは関係ねえんだ、障害者福祉だけに使うんだと、こう言ってるから、何をお考えになってるんですかと、総合的に何にもチェックしないで、ただ言ってるんじゃないですかと、こう言いたくなるんですよ、私も。

だから、財政課長言うとおりの、来年からはきちっと、新たな財源はあるんだから。どんどんふえていくんだから、これ。ことしは2カ月遅れたから、少ないかもしれない。来年は丸々と3%伸びた分がふえるんですから、財源があるんですから、新たな施策にきちっと展開をして、充当先がわかるようにぜひ提案してもらいたいんだけど、町長、そういうことでよろしいですかね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 2番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

予算編成の考え方については、議員お質しのとおりであります。来年度の予算についても、そのようなことをしっかりと受けとめて、子育て支援についても充実を図っていきたいと思っています。

また、ただいま私の報酬のカットの件でございますけれども、先ほど申し上げましたとおりであります。議員お質しのよう、ならばそこでやるんじゃないかということについて、欠けたのではないかということですが、減額の継続についても、考えないで、そのままで流してきたということについては、予算編成の上で詳しく見なかった点でもあったなと思っておりますので、反省をしているところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 高橋道弘議員の、先例があるのかというふうなご質問でありますが、ただいま法務相談事例集をひもときますと、その中に記載してあるものによりますと、公職選挙法にも抵触しないで給与の返上を実現する方法としては、給与を減額する条例を制定する方法が考えられると。で、請求を放棄したというふうになすものについては、もう、町の財源となるというふうに書いてありまして、町の財源であれば、いかように使うかは町の政策判断というふうにと考えるとござりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。

総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 使途を明確にしたことにつきましては、ただいまの休憩時間中の調査では、そこまでの具体的な先例というものは見つかりませんでしたが、先ほど申しました事例集により判断をいたすものでございますので、ご理解頂戴したいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第113号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10、議案第114号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第114号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11、議案第115号「平成26年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 115 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 12，議案第 116 号「福島市・川俣町学校給食センター  
条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 116 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで、議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議 1 件、議報告 4 件を本日の日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これに  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議 1 件、議報告 4 件を本日の日程に追加することに決定いたし  
ました。

追加議事日程を配付いたします。(資料配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 配付漏れなしと認めます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第 1，発議第 12 号「東日本大震災の被災者に対する  
援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長す  
る立法措置を求める意見書」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会議務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。朗読をもって説明いたします。

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」の有効期限を延長する立法措置を求める意見書

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）の発生から3年9か月経過したが、多くの被災者又は被害者（以下「被災者ら」という。）が避難生活を余儀なくされ、また、原発事故による賠償問題も解決にはほど遠いことから、生活再建の道のりは未だ遠い状況にある。

被災者らの法的支援に対応する法整備を求める要望が寄せられ、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（平成24年3月29日公布法律第6号。以下「本特例法」という。）が成立した。

今後、仮設住宅から移転に伴う補償等に関する法的問題、その前提となる相続、住宅ローン問題、区域の見直しによる原子力損害賠償打ち切りを契機とする訴訟化、各種不動産に関する損害賠償請求等、本特例法の重要度はさらに増加するものと思われる。

ところが、本特例法は、現行法のままでは、平成27年3月31日に効力を失ってしまい、その後は、一般の民事法律扶助制度で対応することになる。

しかし、受給した被災者生活支援金、義援金、原子力損害賠償金等の残りを預貯金として保有しているために、資力要件を満たさないとして民事法律扶助を受けられなくなるおそれがあり、被災者らの生活再建に水を差すことになりかねない。

よって、本特例法の有効期限を延長する立法措置を講ずることを求め、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

平成26年12月11日

衆議院議長 様

参議院議長 山崎正昭 様

内閣総理大臣 安倍晋三 様

総務大臣 高市早苗 様

法務大臣 上川陽子 様

文部科学大臣 下村博文 様

経済産業大臣 宮沢洋一 様

復興大臣 竹下 亘 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第１２号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第２，議報告第１２号「議員定数等調査特別委員会報告について」を議題といたします。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の報告を求めます。遠藤宗弘君。

○議員定数等調査特別委員長（遠藤宗弘君） 議員定数等調査特別委員会報告。

まず、目的ですが、近年、地方自治体を取り巻く状況は、地方主権、行財政改革、少子高齢化、人口減少などにより大きく変化している。また、原子力災害からの復興、生活圏の広域化、住民ニーズの多様化などにより、住民の要求も多岐にわたっている。

このような状況のもと、議会のはたす役割もますます重要になっており、地方主権時代に対応した新たな議会のあり方と、平成２２年１２月の議会改革等に関する調査特別委員会報告を検証しながら、検討する必要がある。

議会は住民を代表し、住民の意思を十分に反映させるとともに、行政執行の監視機能を果たすため、本町にとって最も効率的、効果的な議会運営や議員定数のあり方を調査研究するという目的で行われました。

調査研究事項は、議員定数に関する調査、委員会条例等の見直し調査であります。

３番として、委員会の構成は、議長を除く全議員が参加した中で検討されました。

調査の経過は、９月１９日から１１月２５日まで１０回にわたって検討を重ねた結果であります。その他参考としたいと思います。

調査の結果、議員定数については、議員定数は削減すべきとの意見はあったが、常任委員会の十分な審議確保、議会の検証機能と政策提言活動の維持、そして住民の負託に的確に応えるためには、議員定数は現行の１６人を維持する結論に達した。

（２）議員報酬について。女性や青年等、社会の各層を代表する議員の誕生が求められている。町議会に求められている責務を達成するためには、町議会議員の報酬を生活給と明確に位置づけ、議員の身分と生活を保障する制度とし、議員については町職員係長相当職、副議長については同課長相当職、議長については同参事相当職の給料相当額が報酬として必要であるという結論に達しました。

３番、委員会について。全員協議会の法制化。全員協議会を会議規則に明記し、法制化することが必要であるという結論に達しました。常任委員会については、現行の

専門性を持つ三つの常任委員会を維持、確保することが必要だという結論に達しました。予算・決算特別委員会の問題については、常任委員会化。予算・決算特別委員会は常任委員会にする必要があるという結論に達しました。議会だより編集委員会の常任委員会化についても、議会だより編集委員会を常任委員会としていく必要があるという結論に達したわけであります。

以上でもって議員定数等調査特別委員会の報告とさせていただきます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第3，議報告第13号「教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第4，議報告第14号「所管事務調査結果報告について」、報告を受けます。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 議会運営委員長、報告願います。石河清君。

○議会運営委員長（石河 清君） 議会運営委員会所管事務調査報告  
本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成26年12月11日

議会運営委員会委員長 石河 清

記

#### 1. 調査事項・方法

- (1) 山形県西川町議会を訪問し、議会活性化の取組み（議会基本条例・会議規則等）について説明を受け研修を行なった。
- (2) 山形県庄内町議会を訪問し、議会活性化の取組み（決算特別委員会等）について説明を受け研修を行なった。

#### 2. 調査期日

平成26年10月14日（火）から15日（水）までの2日間

#### 3. 調査参加者

|         |     |
|---------|-----|
| 議会運営委員会 | 8名  |
| 議会事務局   | 2名  |
| 計       | 10名 |

4. 調査結果及び報告については、以下記載のとおりでございますので、よろしくお願い致します。

以上であります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第5，議報告15号「議員研修会の報告について」、報

告を受けます。

局長、朗読。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 総務文教常任委員長、報告願います。菅野正彦君。

○総務文教常任委員長（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。報告いたします。

福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会報告書

このことについて、下記のとおり議員研修会に出席したので報告する。

平成26年12月11日

川俣町議会議長 黒沢敏雄

#### 記

1. 目的 これからの基礎自治体とその議会のあり方についての研修
2. 場所 郡山市 ビックパレットふくしま
3. 日時 平成26年10月28日（火）
4. 出席議員 11名
5. 研修会の内容は、以下記載のとおりです。

以上でご報告いたします。



#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期8日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成26年第9回川俣町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時14分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第 1 1 号 例月出納検査及び定期監査結果報告
- 報告第 1 1 号 寄附採納報告
- 議案第 1 0 6 号 川俣町いじめ防止等対策委員会設置条例
- 議案第 1 0 7 号 川俣町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 0 8 号 川俣町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 0 9 号 川俣町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第 1 1 0 号 川俣町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 1 1 号 川俣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 1 1 3 号 平成 2 6 年度川俣町一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 1 1 4 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 1 5 号 平成 2 6 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 6 号 福島市・川俣町学校給食センター条例の一部を改正する条例

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議 長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 村 上 源 吉

同 署名議員 高 橋 道 弘